

②判定フロー図

令和3年7月1日からの大雨の被害により、次の①～②の要件をすべて満たすことが必須です。

①被災した家屋等の一部ではなく、全部を解体・撤去すること
(一部のみの解体やリフォーム)

②被災証明書・被災証明書の被害状況が
「全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊」のいずれかであること

満たさない
ものがある

すべてを満たす

対象外

市による
解体・撤去を
希望する

自費で
解体・撤去した
(10月31日までに契
約を締結したもの)

申請手続き

申請手続き

(同封した申請書類をご使用くだ
さい)

(申請書類を送付いたしますので
ご連絡ください。)

(申請者は家屋の所有者)

(申請者は費用の支出者)

申請期限
令和3年12月28日

申請期限
令和3年12月28日